

保険料の免除制度があります

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難な場合は、申請し承認されると保険料が免除されます。

届け出・申請にあたって

- ①届け出・申請先は、町民生活課保険年金担当です。
- ②免除の承認は、申請をした月の属する各年の7月までさかのぼります。
- ③法定免除以外は、毎年申請が必要です。ただし、全額免除と納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続申請できる制度があります。

免除が承認されると

免除や納付猶予が認められた期間は、年金を受ける資格期間に算入されます。ただし、将来受ける老齢年金の金額は少なく計算されます。

なお、免除や納付猶予期間は10年以内に保険料を納める（追納する）と、通常納めた場合と同じように年金が計算されますので、より多くの年金を受けるために追納をおすすめします。

免除・納付猶予制度の種類

○法定免除（下記条件に該当している期間）

次のいずれかに該当するかたは、届け出によりその間の保険料は全額免除されます。

- ①障害年金（1級または2級）を受けている
- ②生活保護法による生活扶助を受けている

○申請免除（7月から翌年6月までの期間）

所得の減少や失業などで保険料を納めるのが困難なときには、本人の申請によって保険料の納付が免除（全額・4分の3・半額・4分の1）されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。

○若年者納付猶予（7月から翌年6月までの期間）

30歳未満のかた（学生を除く）で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。



問合せ 秩父社会保険事務所国民年金課 ☎22-4518
町民生活課保険年金担当 ☎62-1230 内線103・104

社会保険事務所の窓口での現金(保険料)領収を廃止しました

国民年金保険料の納付方法については、被保険者の利便性の向上と確実な収納を確保するため、これまでに金融機関・郵便局の窓口または、口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストアでの納付、マルチペイメント（ペイジー）を利用するなど、納付の多様化を図ってまいりました。

そこで、これらの納付方法による納付を促進するとともに、平成20年5月から原則として社会保険事務所の窓口における国民年金保険料の現金領収を廃止したのでお知らせします。

※社会保険事務所から保険料の督促をした場合などは、当分の間、社会保険事務所の窓口でも現金による納付を受け付けます。

問合せ 秩父社会保険事務所国民年金課 ☎22-4518

保険料が確定しました

後期高齢者医療保険の保険料が確定したので、7月中に納入通知書（賦課決定通知）をお送りします。

※今後、制度が見直される見込みです。納入通知書送付後に変更が生じた場合は、変更通知をお送りします。